

# 第1節 国際平和協力活動への取組

今日の国際社会は、国際テロ、大量破壊兵器などの拡散、複雑で多様な地域紛争、国際犯罪といった問題に直面しており、情報通信網の発達や経済のグローバル化などともなう各国・地域の相互依存の深まりなどにより、わが国から遠く離れた地域で発生した事態であっても、わが国にその脅威や影響が及ぶことが懸念されるようになった。

グローバルな脅威への対応は、一国のみでの解決が困難であり、また、軍事面のみならず、さまざまな分野でのアプローチが必要であることから、国際社会が一致、協力して取り組むことが重要であると認識されている。

防衛大綱では、このような状況を踏まえ、「国際的な安全保障環境を改善し、わが国に脅威が及ばないようにすること」を、わが国の防衛とともに、安全保障の目標として掲げている。これを受け、わが国は政府開発援助(ODA)の活用を含めた外交努力を推進するとともに、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動(国際平和協力活動)に主体的かつ積極的に取り組むとしている。

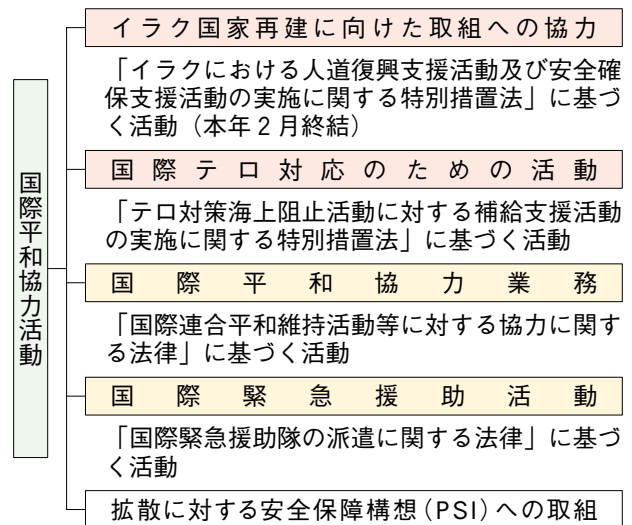
本節では、防衛省・自衛隊における国際平和協力活動

への取組について説明する。

(図表Ⅲ-3-1-1 参照)

参照 資料48 (P377)

図表Ⅲ-3-1-1  
自衛隊による国際平和協力活動



※ PSI: Proliferation Security Initiative

凡例：□は限時法、□は恒久法に基づく活動を示す。

## 1 国際平和協力活動への主体的・積極的な取組

### 1 国際平和協力活動の本来任務化の意義

新たな安全保障環境においては、国際社会の平和と安定がわが国の平和と安全に密接に結びついているという認識のもと、自衛隊が国際平和協力活動に主体的・積極的に取り組むためには、教育訓練、所要の部隊や待機態勢、輸送能力の向上といった体制整備を進める必要がある。これらの体制整備は、従来は付随的な業務<sup>1</sup>とされていた国際平和協力活動を本来任務<sup>2</sup>として位置づけたうえで行うことが適切であった。こうした考え方を踏まえ、07(平成19)年、国際平和協力活動は周辺事態に対応して行

う活動などとともに、わが国の防衛や公共の秩序の維持といった任務と並ぶ自衛隊の本来任務とされた。

### 2 わが国の国際平和協力活動の変遷

湾岸戦争は、わが国による国際協力における軍事面での人的貢献の必要性について認識させられる大きな転換点となる出来事であった。湾岸戦争後の91(同3)年、わが国の船舶の航行の安全を確保するため、海上自衛隊の掃海部隊がペルシャ湾に派遣された。これは、被災国の復興という平和的、人道的な目的を有する人的な国際貢献

1) 自衛隊法第8章(雑則)あるいは附則に規定される業務

2) 自衛隊法第3条に定める任務。主たる任務は「わが国の防衛」であり、従たる任務は「公共の秩序の維持」、「周辺事態に対応して行う活動」および「国際平和協力活動」である。

策の一つとしての意義を有していた。また、翌92（同4）年には、国際平和協力法<sup>3</sup>が制定され、同年9月、初の自衛隊による国連平和維持活動として、陸上自衛隊の施設部隊がカンボジアに派遣された。以来、防衛省・自衛隊は、さまざまな国際平和協力活動などに参加している。

こうした中、01（同13）年の9.11テロを受けて、旧テロ対策特措法<sup>4</sup>が制定された。同法は、07（同19）年11月に失効し、海自のインド洋での補給活動は中断したが、昨年1月には補給支援特措法<sup>5</sup>が制定され、昨年2月以降、海自はインド洋において再び補給活動を行っている。

03（同15）年にはイラク特措法<sup>6</sup>が制定され、陸自は、イラクのサマーワにおいて医療、給水、学校・道路など公共施設の復旧・整備を行い、空自はクウェートを拠点にイラク国内への人道復興関連物資などの輸送を行った。

自衛隊のこれらの国際平和協力活動への参加は、わが国を含む国際社会の平和と安全の維持に資するとともに、国連などの国際機関、諸外国の軍隊などと共に活動することにより、自衛隊の能力を示す機会にもなり、わが国に対する信頼向上に資するという側面も有している。（図表Ⅲ-3-1-2 参照）

図表Ⅲ-3-1-2 国際平和協力活動関連法の総括的な比較

| 項目      | 国際平和協力法  | イラク人道復興支援特措法   | 補給支援特措法  |
|---------|--|--|--|
| 目的      | ○ 国際連合を中心とした国際平和のための努力への積極的な寄与                               | ○ 国家の速やかなる再建に向けたイラク国民による自主的な努力を支援し、促進しようとする国際社会の取組への主体的・積極的な寄与<br>○ イラク国家の再建を通じて、わが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資すること | ○ 国際的なテロリズムの防止・根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与<br>○ わが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資すること      |
| 自衛隊法の規定 | ○ 84条の4（6章）に規定   | ○ 自衛隊法附則に規定  | ○ 自衛隊法附則に規定  |
| 主要な活動   | ○ 国連平和維持活動<br>○ 人道的な国際救援活動<br>○ 国際的な選挙監視活動<br>○ 上記活動のための物資協力 | ○ 人道復興支援活動<br>○ 安全確保支援活動   | ○ 補給支援活動   |
| 活動地域    | ○ わが国以外の領域（公海を含む。）<br>（紛争当事者間の停戦合意および受け入れ国の同意が必要）            | ○ わが国領域<br>○ 外国の領域（当該外国およびイラクにおいては施政を行う機関の同意が必要）（注1）<br>○ 公海およびその上空（注1）                                      | ○ わが国領域<br>○ 外国（インド洋沿岸国などに限る）の領域（当該外国の同意が必要）（注1）<br>○ 公海（インド洋などに限る）およびその上空（注1） |
| 国会承認    | ○ 自衛隊による平和維持隊本体業務の実施について、原則として、事前に国会付議（注2）                   | ○ 自衛隊による対応措置について、その開始した日から20日以内に国会付議（注2）   | （注3）   |
| 国会報告    | ○ 実施計画の内容などについて遅滞なく報告  | ○ 基本計画の内容などについて遅滞なく報告  | ○ 実施計画の内容などについて遅滞なく報告  |

（注1）現に戦闘が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域に限る。

（注2）国会が閉会中などの場合は、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

（注3）法律上、①活動の種類および内容を補給のみに限定。②派遣先の外国の範囲を含む実施区域の範囲についても規定していることから、その活動の実施にあたり、重ねて国会承認を求めると必要ないと考えられるため、国会承認にかかわる規定は置かれていない。

3) 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

<[http://www.pko.go.jp/PKO\\_J/data/law/law\\_data02.html](http://www.pko.go.jp/PKO_J/data/law/law_data02.html)>参照

4) 平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置および関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法

<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anpo/houan/tero/index.html>>参照

5) テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法

<[http://www.cas.go.jp/jp/hourei/houritu/kyuuyu\\_sinpou.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/hourei/houritu/kyuuyu_sinpou.pdf)>参照

6) イラクにおける人道復興支援活動および安全確保支援活動の実施に関する特別措置法

<[http://www.cas.go.jp/jp/hourei/houritu/iraq\\_h.html](http://www.cas.go.jp/jp/hourei/houritu/iraq_h.html)>参照

### 3 国際平和協力活動を迅速、的確に行うための平素からの取組

自衛隊が国際平和協力活動に主体的・積極的に取り組むためには、引き続き、各種体制の整備を進めるなど平素からの取組が重要である。昨年3月には陸自の中央即応集団の隷下に、中央即応連隊を新編し、国際平和協力活動への派遣が決定された場合に、速やかに先遣隊が派遣

予定地に展開し、準備を行うことのできる体制を整えた。同年8月から9月にかけて、空自の航空支援集団の参加を得て、国際平和協力活動派遣に関する一連の活動を訓練する中央即応集団演習を行い、即応性の向上を図った。

自衛隊は、国際平和協力活動のための装備品の改善・充実も進めている。陸自は、防弾ガラスやランフラットタイヤ<sup>7</sup>などを装備した各種車両や、インフラの未整備な

## COLUMN

## VOICE

## 解説

### 国際平和協力活動派遣展開演習

昨年3月、中央即応集団隷下に中央即応連隊を新編したことにより、自衛隊は国際平和協力活動に迅速に陸上部隊を派遣する体制を整えた。しかし、陸上部隊を海外に展開するためには、膨大な装備品や補給品などの梱包、集積、積載などの海上・航空輸送の準備に加え、任務や派遣国の特性に応じた装備の改修、海・空自の輸送部隊との連携や民間の航空会社、船会社などとの調整など多岐にわたる準備が必要となることから、平素から綿密な計画を立案し、それに基づいた努めて実際の状況での訓練を行うことにより、計画の検証と派遣予定隊員などの計画への慣熟を図る必要がある。

このため、昨年秋、中央即応集団は、空自航空支援集団および陸自の関係部隊の支援を得て、中央即応集団司令部、中央即応連隊の派遣予定隊員などから構成される人員約500名、車両約150両、航空機5機が参加したわが国初の実員による国際平和協力活動派遣展開演習を行った。

本演習は、国内の演習場などを活用し、国際平和協力活動における先遣隊などの行動を訓練するものであり、中央即応連隊、関東補給処などが所在する関東地区における派遣準備から、派遣国の宿営地を想定した饗庭野演習場（滋賀県）への空自輸送機、民間船舶などを使用した展開、現地における宿営地の設営、先遣隊から本隊への活動移行までを約1か月にわたり行った。

本演習により、陸上部隊の迅速な海外展開能力を検証するとともに、参加者に先遣隊派遣に関するそれぞれの役割を体得させることができ、自衛隊の国際平和協力活動への迅速な対応能力を向上させることができた。今後も、自衛隊は国際平和協力活動への迅速な派遣態勢を維持・向上させるため、このような演習を継続的に行う予定である。



個人装備を準備する隊員



C-130に搭乗する隊員

7) 被弾などにより空気が抜けても安定走行が可能なタイヤ

場所でも活動ができるよう大容量発電機などを装備するとともに、多様な環境下での活動を可能とするため、輸送ヘリコプター（CH-47）のエンジン能力向上などを推進している。海自は、海外でのヘリコプター運用の基盤ともなる輸送艦およびヘリコプター搭載護衛艦を装備するとともに、固定翼哨戒機を海外で効果的に運用するための海上航空作戦指揮統制システムの可搬化および機動運用に関する運用研究などを推進している。空自は、多様な環境下で航空機と地上との指揮通信機能を保持するため、航空機用衛星電話などの整備を推進している。これらの装備は、わが国における事態発生時などにも極めて有効である。

さらに、国際平和協力活動のための教育・研究・広報を行う基盤として、統合幕僚学校に国際平和協力センター（仮称）を新設し、自衛隊員、関係省庁、関係者などに対する国際平和協力に関する教育や、自衛隊の国際平和協力活動への取組状況などの広報を行う予定である。

#### 4 派遣部隊の福利厚生やメンタルヘルスケア

国や家族から遠く離れ、困難な勤務環境下において任務を遂行することを求められる派遣隊員が、心身の健康を維持して任務を支障なく遂行できる態勢を整えることは、非常に重要である。

このため、防衛省・自衛隊は、国際平和協力活動などで海外に派遣される隊員が心身ともに健康で、かつ、安心して職務に専念しうよう隊員と留守家族の精神的不安を緩和する各種施策を行っている。

具体的には、派遣部隊の福利厚生施策として、隊員と留守家族の絆を維持するため、テレビ電話などにより、派遣隊員と家族が直接会話できる連絡手段の確保や、隊員および留守家族間のビデオレターの交換などを行っている。また、家族説明会などを通じた情報提供や、家族支

援センター・家族相談室などを設置し各種相談に応ずる態勢をとっている。

さらに、メンタルヘルスケアの施策も行っており、派遣前の隊員にストレスの軽減に必要な知識を与えるため、講習を行うとともに、現地では、カウンセリング教育を受けた隊員を配置するなど、隊員の精神面のケアに十分配慮している。加えて、派遣部隊に医官を配置するとともに、状況に応じて本国からの専門的知識を有する医官などの派遣や帰国治療をさせる態勢を整えている。

#### 5 いわゆる「一般法」をめぐる議論

近年、国際平和協力活動のためのいわゆる「一般法」の整備をめぐる議論がさまざまな場で活発に行われている。

例えば、06（同18）年8月、自由民主党の防衛政策検討小委員会においては、「国際平和協力法案」がその後の党内論議のための案として了承され、さらに昨年6月には、与党・国際平和協力の一般法に関するプロジェクトチームが中間報告<sup>8</sup>をまとめた。また、国会においても、国際平和協力活動に関する一般的な法律の意義や内容について度々議論されている。

わが国は、これまで国際平和協力法などにに基づき、さまざまな国際平和協力を行ってきた。一方、国際の平和および安全を維持するため国際社会が協力して行う活動が多様化してきていることから、必要性が生じるたびに特別措置法を制定して個別に対応を行ってきたが、あらかじめわが国が行う活動の内容などについて定めた一般的な法律を整備しておくことが、迅速かつ効果的に国際平和協力活動を行うために望ましく、また、国際平和協力に関するわが国の基本的方針を内外に示すうえでも有意義と考えている。

防衛省としては、本件は、国民的な議論の深まりを十分に踏まえて検討していく必要があると考えている。

8) 第1回プロジェクトチーム会合において、一般法制定の検討にあたっては現行憲法の範囲内とすることや、国会承認をはじめとする文民統制を確保することなどの基本合意が行われた。そのうえで、中間報告では、停戦監視や人道復興支援などに加え、新たに警護任務を付与するか否か、国連決議のない場合の国際平和協力活動などの項目について引き続き同プロジェクトチームで協議することとされている。

## 2 イラク国家再建に向けた取組への協力

### 1 イラク国家再建に向けたわが国の取組の経緯と意義

国際社会は、03（平成15）年5月以降、安保理決議第1483号<sup>1</sup>およびそれに引き続く安保理決議を踏まえ、イラクの復興支援に積極的に取り組んできた。

わが国は、同年7月に成立したイラク特措法に基づき、同年12月以降、自衛隊の部隊を順次、現地に派遣し、政府開発援助による支援と連携しながら、人道復興支援活動を行うとともに、これに支障を及ぼさない範囲で、諸外国が行うイラク国内の安全と安定を回復する活動の支援（安全確保支援活動）を昨年12月まで行った。

わが国の支援活動は、イラクを平和で民主的な責任ある国家として復興することを支援するものであり、将来にわたるイラクとわが国の良好な絆の礎となるものである。また、これは、中東地域全体の安定に寄与するのみならず、石油資源の約9割をこの地域に依存しているわが国にとって、国家の繁栄と安定に直結する極めて重要なことでもあり、わが国がイラクにおいて人的

貢献を行い、米国とともにイラクの復興のために活動することにより、日米両国はますます強固な信頼関係で結ばれることとなり、このような活動は、日米同盟の強化にも寄与してきた。

こうしたイラクの国家再建に向けたわが国の協力は、国際社会とイラク国民から高い評価を受け、わが国に対する信頼の向上のみならず、日米の安全保障面での協力をさらに緊密かつ実効性あるものとする上で有意義であった。

### 2 イラク特措法に基づく自衛隊の活動の成果

自衛隊は、03（同15）年12月から、イラク特措法に基づき、困難な状況におかれた住民のため、医療、給水、学校・道路等公共施設の復旧・整備および人道復興物資等の輸送などの支援を行い、イラクの自主的な国家再建に向けた取組に寄与してきた。06（同18）年6月、政府は、ムサンナー県において、イラク人自身による自立的な復興の段階に移行したものと判断し、陸自の任務を終了させることを決定し、同年9月、約2年半におよぶ陸自の部隊による活動を終えた。

参照 資料49（P378）

また、空自の部隊は、イラクの復興および安定に協力するため、ムサンナー県に派遣された陸自の部隊、国連、多国籍軍などに対する空輸支援を行ってきたが、政府が昨年11月に、空輸支援がその目的を達成したと判断し、年内に空自の任務を終了させることを決定したことをうけ、同年12月、約5年に及ぶ空輸任務を終えた。

活動終了までの輸送実績は、輸送回数821回、輸送人員約4万6,500人、輸送物資重量約673トンに上った。



イラク復興支援活動を終え帰国の途につくC-130

1) 米英軍の占領軍としての特別な権限・義務を確認し、国際的に承認されたイラク国民による政府が設立されるまで、「当局」に領土の実効的な施政を通じてイラク国民の福祉を増進することを要請するとともに、イラク国民に対する人道上的支援、イラクの復興支援を行うこと、同国の安定と安全に貢献することを国連加盟国に要請している。

自衛隊による人的貢献と政府開発援助による支援は、「車の両輪」として進められ、イラクの民主的な政府の樹立、治安状況の改善、イラク人自身の手による自立的な復興の進展など、目に見える成果が得られ、また、イラクをはじめとする国際社会から高い評価を得た。

自衛隊による活動が、イラク国家の再建に寄与することができたこと、また、イラクにおける国際社会による取組の中で、自衛隊が各国から信頼される形で一定の役割を果たすことができたことは、平素からの訓練の成果を生かして、自衛隊が国際平和協力活動を着実にやってきた結果であると考えている。

また、03（同15）年12月の任務開始以来、約5年にわた

る活動期間を通じて、高温や砂塵などの過酷な環境のもと、一人の犠牲者を出すこともなく任務を完遂し、イラクをはじめとする国際社会から高い評価を得たことは、隊員一人一人が与えられた任務を確実に遂行した成果である。

今般、民主的な政府のもとで、イラク国民自身の手による自立的な復興が進められている中で自衛隊が活動を終了できたことは、本来任務化された国際平和協力活動に従事する自衛隊にとっても貴重な経験であった。

防衛省・自衛隊は、この経験を踏まえ、今後とも国際平和協力活動を積極的に推進していくことが必要であると考えている。

COLUMN

VOICE

解説

イラク復興支援派遣輸送航空隊で活躍した隊員の声

第1輸送航空隊 第401飛行隊 | 3等空佐 | かとう おさむ  
加藤 治  
(当時：イラク復興支援派遣輸送航空隊飛行隊長)

私は、第16期イラク復興支援派遣輸送航空隊で飛行隊長として勤務しました。同飛行隊の業務は、クウェートのアリ・アル・サレム基地を拠点に、イラクのアリ基地、バグダッド空港およびエルビル空港に、多国籍軍および国連の復興支援にかかわる物資や人員をC-130輸送機により空輸することでした。私は、それまでに3回の派遣経験がありましたので、業務の内容や現地での生活について不安や心配はありませんでしたが、50℃近い気温とわずか数%の湿度にはやはり体がなかなか慣れず、肉体的な疲労は大きく、任務運航はつらいものでした。しかしながら、運航のつらさや対空ミサイルなどによる攻撃を常に警戒しなければならぬ緊張ゆえに、任務運航を終えたときの達成感と安堵感は例えようがないほど大きいものでした。そしてイラクの復興に尽力できたこと、関係各国との信頼関係を強化できたことなどに喜びを感じるとともに、わが国の国益に寄与できたことに大きな誇りを感じています。



C-130輸送機と加藤 3 佐 (中央)

私は、最終任務運航に機長として搭乗しました。運航終了後、出迎えに来られた隊司令や副司令と握手したときには、これまでに温かいご指導を頂いたことや、積極的に業務をこなしてくれた有能な飛行隊員、強力な支援態勢で任務運航を支えてくれた司令部要員、各部隊長および隊員を思い出し、すばらしい上司、同僚および部下達と一緒に仕事できたことへの喜びがこみあげて来るのを感じました。隊司令も言葉なく目を赤くして、私の手をただただ強く握りしめていました。

4回にわたる派遣で、国際貢献への各国の取組を現場で見ることができ、多くのことを学ばせていただきました。今後は、これから国際貢献の現場に立つであろう後輩たちに、私や本任務にかかわってきた多くの関係者の経験を伝え、より精強な部隊の育成に尽力することで、わが国の、そして世界の安定に寄与したいと考えています。

### 3 わが国の取組に対する国際社会からの評価

#### (1) イラクにおける評価

イラクのマーリキー首相は、昨年12月21日、イラクを訪問した橋本外務副大臣と会談した際、「日本が自衛隊を派遣しイラクにおいて果たした役割と貢献、円借款を通じた経済支援に感謝する」旨を述べた。

また、本年1月28日、安倍総理特使（元総理）がバクダッドを訪問し、タラバーニー大統領、ハーシミー副大統領およびサーレハ副首相と会談した際には、イラク側から、「日本がこれまでイラクの困難な時に、自衛隊の派遣をはじめ、イラクの復興と安定のために尽力いただいたことを、イラク国民は決して忘れない」旨の話があった。

#### (2) 国連からの評価

潘基文国連事務総長は、昨年12月、麻生総理に当たった親書の中で、「国連イラク支援ミッション（UNAMI）に

対する自衛隊による輸送支援という日本政府の重要な貢献」に対する感謝の意を述べ、さらに、「イラクでの困難な運用状況の中、日本による空輸支援はクウェートとバクダッドおよびエルビルの国連事務所の間の重要な、かつ信頼できる人員および貨物の輸送手段であった。この結果として、UNAMIや国連機関などはイラクでの活動を拡大することができた。」と、空自の空輸任務の意義について述べた。

#### (3) 諸外国の評価

ブッシュ米大統領（当時）は、本年1月、麻生総理に宛てた親書の中で、「イラクの復興と安定への日本の関与に対して日本政府および日本国民に感謝する。日本の自衛隊は、イラクの人々が現在享受している成功のために貢献してきた。」と、わが国の活動に対する感謝を述べた。

## 3 国際テロ対応のための活動

### 1 国際社会の取組

01（平成13）年の9.11テロ以降、国際社会は、軍事のみならず、外交、警察・司法、情報、金融などのさまざまな分野においてテロとの闘いを続けてきている。しかしながら、アルカイダなど国際テロ組織の関与が疑われるテロ事件<sup>1</sup>が世界各地で引き起こされるなど、テロの脅威は依然として存在しており、その撲滅には国際社会の一致した長期にわたる取組が必要である。

中でも、アフガニスタンとパキスタンの国境地帯には、アルカイダなどの活動拠点が存在しているといわれ、また、アフガニスタンが依然としてテロリストの資金源となる麻薬の生産拠点にもなっていることから、米軍をはじめとする各国は、アルカイダやタリバーン勢力の掃討作戦（「不朽の自由作戦」（OEF））を遂行している。

これらの地域では、多くの国がアフガニスタン本土におけるOEFに部隊などを派遣し、陸上での掃討作戦など

テロを撲滅する活動を行っているが、テロリストや麻薬、武器などの密輸に関与しているグループなどの一部は、山岳地帯などを経由して、海上に逃れるとともに、船舶などを利用して、中東やアフリカ、ヨーロッパ、東南アジアなど広範に移動し、活動を行っていると思われる。

（図表Ⅲ-3-1-3 参照）

このようなテロリストや武器・弾薬、資金源となる麻薬などの海上輸送を阻止、抑止するため、現在、インド洋において欧米諸国やパキスタンなどの艦艇により、テロ対策海上阻止活動<sup>2</sup>が行われており、これらの艦艇は、不審な船などに対する無線照会や乗船検査を行い、大量の麻薬や小銃・携帯用対戦車ロケットなどを発見・押収するなどの成果をあげている。

また、国際社会は、アフガニスタンを再びテロの温床にしないとの観点から、国際治安支援部隊（ISAF）に

International Security Assistance Force

1) バリ（05（平成17）年10月）、ヨルダン（アンマン、05（同17）年11月）、アルジェ（07（同19）年12月）

2) テロ対策海上阻止活動とは、諸外国の軍艦などが行っているテロ攻撃による脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動のうち、テロリスト、武器などの移動を国際的協調の下に阻止しおよび抑止するためインド洋上を航行する船舶に対して検査、確認その他の必要な措置を執る活動をいう。

図表Ⅲ-3-1-3 海上自衛隊の主な補給場所とテロリスト、武器の流れの概要（イメージ）



（注）昨年2月から本年2月までの海域別の補給回数は、オマーン湾78回、北アラビア海7回、アデン湾3回であり、オマーン湾での補給が最も多い。

よる活動などにより、治安の維持や復興支援を行っている<sup>3</sup>。

## 2 わが国の取組

国際社会が一致してテロに対する取組を進めている中で、わが国としても、各国と連携しつつテロ対策を強化する必要があり、さまざまな分野での取組<sup>4</sup>を行っている。

その中でも、01（同13）年12月以降、海自はインド洋において、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなどの

ほか、イスラム教国であるパキスタンなど、テロ対策海上阻止活動を行っている各国艦艇に対する洋上での補給活動を行っている。この補給活動により、各国艦艇は燃料補給のために港に戻ることなく広範な海域において活動を継続することが可能となることから、テロ対策海上阻止活動を効率的・効果的に行う上での重要な基盤となっており、国際社会からも高い評価を受けている。07（同19）年9月に採択された国連安全保障理事会決議第1776号<sup>5</sup>においては、この海上阻止活動を含む不朽の自由作戦への多くの国の貢献に対して評価が表明され、昨年9月

- 3) 本年6月8日現在、アフガニスタンを再びテロの温床としないとの観点から、42か国がアフガニスタンの治安維持を通じて、アフガニスタン政府の支援を行うISAFに参加している。
- 4) わが国は、出入国管理、テロ関連情報の収集・分析、ハイジャックなどの防止対策、NBC攻撃への対処、国内重要施設の警戒警備、テロ資金対策などの分野を中心にテロなどの未然防止に関する諸施策などを推進している。さらに、政府は04（平成16）年12月に、16項目の具体的措置を含む「テロの未然防止に関する行動計画」を策定し、紛失盗難旅券情報の国際的共有、出入国管理の強化、スカイ・マーシャルの導入、外国人宿泊客の本人確認強化、テロに使用されるおそれのある物質の管理強化、情報収集能力の強化などに取り組んでいる。
- 5) 07（平成19）年9月19日に採択された国際治安支援部隊（ISAF）を昨年10月13日まで延長することを主要内容とする安保理決議。この決議において、「不朽の自由作戦」（OEF）への各国の貢献に対する評価が表明された。なお、昨年9月に採択された決議第1833号は、決議第1776号におけるISAFの活動権限を1年間延長するものである。



に採択された国連安全保障理事会決議第1833号でも改めて評価が表明されている。

洋上での補給活動は、補給を行う船と補給を受ける船が、長時間並んで航行しながら行うもので、高い技術と能力が必要とされるが、このような洋上での補給を長期間、安定的に供給できる国は限られており、海自による洋上での補給活動は、わが国に相応しい貢献であると言える。同時に、こうした海自の活動は、この地域の平和と安全に貢献し、エネルギー資源の多くを中東地域に依存するわが国の国益にも資するものである。

約6年にわたって旧テロ対策特措法に基づき行ってきた海自による洋上での補給活動は、各国からも高い評価を受け、活動の継続が強く望まれたものであったにもかかわらず、07（同19）年11月に同法が失効したことにより、補給活動を一旦中断せざるを得なくなったが、上記のような観点から、昨年1月、国会において補給支援特措法が成立したことを受けて、自衛隊は速やかにインド洋に海自艦艇を派遣し、同年2月以降、補給活動を行っている。

### 3 補給支援特措法と実施計画の概要

#### (1) 補給支援特措法の概要

補給支援特措法は、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊などに対し補給支援活動<sup>6</sup>を実施することにより、わが国が国際的なテロリズムの防止・根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与し、もってわが国を含む国際社会の平和と安全の確保に資することを目的としている。

本法律においては、活動の種類および内容を補給のみに限定し、派遣先の外国の範囲を含む実施区域の範囲についても法定した結果、法案が国会審議を経て可決・成立すれば、その活動の実施に当たり重ねて国会承認を求



補給支援活動に関する防衛問題セミナー  
（北海道防衛局）

めるまでの必要はないと考えられたため、国会承認にかかわる規定は置かれていない。

本法律は1年間の時限立法であり、その期限は、本年1月15日までであったが、国際社会全体が、貴い犠牲を払いながら、国際テロに対する取組の中核としてアフガニスタンの安定と発展のために取り組んでいるなか、わが国としても、国際社会の責任ある一員としての責務を果たすためには、テロ対策海上阻止活動の重要な基盤として定着している補給支援活動の継続が必要であるとの考えから、昨年12月12日、本法律の期限を1年間延長する改正法案が成立し、本法律の期限は来年1月15日まで延長された<sup>7</sup>。

参照 資料32～33 (P351～353)

#### (2) 実施計画の概要

実施計画は、補給支援特措法に基づき、補給支援活動に関する基本方針、活動を行う区域の範囲、活動を外国の領域で行う自衛隊の部隊等の規模、構成、装備および派遣期間などを規定したものである。

6) テロ対策海上阻止活動の円滑かつ効果的な実施に資するため、自衛隊がテロ対策海上阻止活動にかかわる任務に従事する諸外国の軍隊などの艦船に対して実施する自衛隊に属する物品および役務の提供（艦船もしくは艦船に搭載する回転翼航空機の燃料油の給油または給水を内容とするものに限る。）にかかわる活動をいう。  
7) 防衛省は、補給支援特措法の継続の必要性について多くの国民の理解が得られるよう、テロとの闘いへの意識を高める観点から、昨年9月11日、防衛大臣による訓示（全国の部隊に対し放送）、防衛大臣とインド洋派遣部隊指揮官とのテレビ会談、音楽隊による演奏会などの一連の行事を行い、また、昨年9月から12月までの間に、各地方防衛局主催により、補給支援活動に関する防衛問題セミナーを全国各地で計30回行うなど、国民に対する積極的な広報活動に努めた。

08（同20）年1月16日、政府は、実施計画を閣議決定した。実施計画に示された派遣期間は、当初同年6月30日までとされていたが、アフガニスタンにおけるテロとの闘いの状況などを踏まえ、これまで計2回にわたり変更を行い、期限を延長した。

（図表Ⅲ-3-14 参照）

参照 資料50（P379）

図表Ⅲ-3-1-4  
補給支援特措法に基づく対応措置に関する実施計画の概要

| 実施事項   | 実施概要                            |
|--------|---------------------------------|
| 補給支援活動 | 艦船もしくは艦船に搭載する回転翼航空機の燃料油の給油または給水 |

#### 4 海上自衛隊の部隊による補給支援活動

海自は、補給支援特措法に基づき、昨年2月、インド洋において補給活動を再開した。補給支援活動としては、テロ対策海上阻止活動に参加する各国の艦船に対し、艦船用燃料、艦艇搭載ヘリコプター用燃料および水の補給を行っており、本年5月末現在の補給回数は、艦船用燃料が105回、艦艇搭載ヘリコプター用燃料が14回、水が47回である。

（図表Ⅲ-3-15 参照）

テロ対策海上阻止活動は、アメリカのみならず世界各国が取り組んでいるものであり、現在、給油量の約8割がアメリカ以外の欧州諸国や、イスラム教国であるパキスタンなどに提供されている<sup>8</sup>。このように、海自の補給支援活動は、国際社会のテロに対する取組に対する支援である。

図表Ⅲ-3-1-5 艦艇派出状況表（昨年6月から本年5月まで）

| 年・月 | 20年     |         |          |         |     |         |     | 21年     |         |    |    |    |
|-----|---------|---------|----------|---------|-----|---------|-----|---------|---------|----|----|----|
|     | 6月      | 7月      | 8月       | 9月      | 10月 | 11月     | 12月 | 1月      | 2月      | 3月 | 4月 | 5月 |
| 全般  |         |         |          |         |     |         |     |         |         |    |    |    |
| 補給艦 | おうみ     | ☆6/3帰国  |          |         |     |         |     |         |         |    |    |    |
|     | ましゅう    | ☆9/4帰国  |          |         |     |         |     |         |         |    |    |    |
|     | はまな     | 7/24派遣★ | ☆12/21帰国 |         |     |         |     |         |         |    |    |    |
|     | とわだ     |         | 11/10派遣★ | ☆4/27帰国 |     |         |     |         |         |    |    |    |
|     | ときわ     |         |          |         |     |         |     | 3/16派遣★ |         |    |    |    |
| 護衛艦 | むらさめ    | ☆6/4帰国  |          |         |     |         |     |         |         |    |    |    |
|     | いかづち    | ☆9/4帰国  |          |         |     |         |     |         |         |    |    |    |
|     | ゆうだち    | 7/24派遣★ | ☆12/21帰国 |         |     |         |     |         |         |    |    |    |
|     | ありあけ    |         | 11/10派遣★ | ☆4/27帰国 |     |         |     |         |         |    |    |    |
|     | あけぼの    |         |          |         |     |         |     | 3/17派遣★ |         |    |    |    |
| 指揮官 | 第2護衛隊司令 |         | 第7護衛隊司令  |         |     | 第6護衛隊司令 |     |         | 第3護衛隊司令 |    |    |    |

8) < <http://www.mod.go.jp/j/news/hokuyushien/index.html> > 参照



テロ対策海上阻止活動を行うフランス海軍フリゲート艦「ACONIT」(左側)に第100回目の補給支援を行う海自補給艦「ときわ」(右側)



「ACONIT」の艦橋に掲げられた謝意を示す横断幕

なお、本年4月27日、昨年2月の活動再開から通算して100回目の補給がフランス艦艇に対して行われた際には、当該フランス艦艇の艦橋には謝意を表した横断幕が掲げられた。

補給支援活動の実施にあたっては、わが国が補給した燃料などが、補給支援特措法の趣旨に沿って適正に使用されるように、以下の措置をとっている。

### (1) 交換公文の締結

旧テロ対策特措法下における補給活動を行うに際しても、わが国は補給対象国との間で交換公文を締結していたが、補給支援特措法に基づく補給活動を行うに際しても、補給対象国との間で交換公文を締結<sup>9</sup>している。

交換公文には、補給支援特措法の目的が明記されるとともに、わが国政府と相手国政府が交換公文の効果的な実施のために協議する旨規定され、海自部隊により補給された燃料などが、同法の趣旨に沿って、適正に使用されるものであることを一層明確にしている。

さらに、このような交換公文の内容については、締結までの間の調整過程において各国に繰り返し説明を行い、各国も十分理解した上で締結している。

### (2) バーレーンの連絡官による確認作業

バーレーンのコアリション司令部に派遣された海自の連絡官が、補給の都度、補給対象艦船の行動予定などを把握しながら、当該艦船が補給支援特措法に規定するテロ対策海上阻止活動にかかわる任務に従事しているかを確認する。

さらに、その際には、補給日時、補給対象艦船の名称・配属部隊、補給量や今後の活動予定などの確認事項について定型化されたフォーマットに記入し、記録する(これまで行われてきた確認を文書化)。

また、補給の実施の適否について、部隊での判断が困難な場合には、防衛大臣が最終的に判断する。

## 5 わが国の取組に対する国際社会の評価

昨年12月12日に補給支援特措法改正法案が成立し、わが国の補給支援活動の継続が決まった際には、各国などからの活動の延長を評価する声が多岐にわたる。

活動の継続が決定した同日、カルザイ・アフガニスタン大統領は、大統領府報道発表において、「テロと闘う国際部隊への支援継続」を決定した日本国民に対する感謝の意を述べ、<sup>パン・ギムン</sup>潘基文国連事務総長は、「アフガニスタンにおける国際活動を支援する日本の取組をさらに1年間継

9) 昨年2月に米、英、パキスタン、仏、独の5か国と交換公文を締結した。また、同年3月にはカナダと、同年4月にはニュージーランドと、同年9月にはデンマークとそれぞれ交換公文を締結した。

続することを可能とする補給支援特措法が、12月12日、日本の国会で可決されたことを歓迎する。」との声明を発表した。さらに、パキスタン外務省は、本年1月12日、「パキスタンは、インド洋における「不朽の自由作戦」に従事する艦船への補給支援を継続すると日本の国会の決定を歓迎する。日本の支援の継続は、テロとの闘いを継続するパキスタンの決意への日本の信頼を示している。」との声明を発表した。

また、クリントン米務長官は、本年2月17日、日米外相共同記者会見において「「不朽の自由作戦」への日本の支援に対して感謝したい。日本の補給支援活動はアフガニスタンにおける多国籍軍の成功にとって非常に重要なものである。」とわが国の活動の重要性を評価した。

この他にも、これまでフランス、ドイツ、カナダなどの欧米諸国や欧州連合 (EU) のみならず、インド、シンガポールやサウジアラビアなどの各国から補給支援活動を評価するコメントが発出されており、わが国の活動は国際社会全体から評価・感謝されている。

このように、国際テロの脅威は根絶されておらず、各国が取り組むテロ対策海上阻止活動の意義はいささかも減じていない状況にあって、自衛隊の補給支援活動に対しては引き続き高い期待が寄せられている。



「ありあけ」帰国に際して訓示を行う  
北村防衛副大臣

## 4 国連平和維持活動などへの取組

国際連合 (国連) は、地域紛争への対処として、停戦合意成立後の紛争の再発防止のため、停戦や選挙実施の監視、復興・復旧援助などの平和維持活動 (PKO) および政治・平和構築ミッションを行っており、本年5月末現在、全世界で16のPKOおよび12の政治・平和構築ミッションを展開している。

(図表I-14-2 参照) (P22)

また、紛争や大規模災害による被災民などに対して、人道的な観点や被災国内の安定化などの観点から、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) などの国際機関や各国政府、NGOなどにより、救援や復旧活動が行われている。

わが国は、これらの国連を中心とした国際社会の平和と安定を求める努力に対し、日本の国際的地位と責任に

ふさわしい協力を行うため、資金面だけではなく、人的な面でも協力をしている。

防衛省・自衛隊は、国際的な安全保障環境の改善のため、国際平和協力法などにに基づき、このような活動に対して部隊などを派遣し、国際平和協力業務などに積極的に取り組んでいる。

### 1 国際平和協力法の概要など

92 (平成4) 年に成立した国際平和協力法は、①国連平和維持活動<sup>1</sup>、②人道的な国際救援活動<sup>2</sup>、③国際的な選挙監視活動の3つの活動に対し適切かつ迅速な協力を行うための体制を整備し、もってわが国が国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的としている。

- 1) 国連決議に基づき、武力紛争当事者間の武力紛争再発防止に関する合意の遵守の確保その他紛争に対処して国際の平和と安全を維持するために国連の統括の下に行われる活動
- 2) 国連決議またはUNHCRなどの国際機関の要請に基づき、紛争による被災民の救援や被害の復旧のため、人道的精神に基づいて国連その他の国際機関または各国が行う活動

図表Ⅲ-3-1-6

国連平和維持隊への参加にあたっての基本方針  
(参加5原則)

- 1 紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること
- 2 当該平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動および当該平和維持隊へのわが国の参加に同意していること
- 3 当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること
- 4 上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、わが国から参加した部隊は撤収することができること
- 5 武器の使用は、要員の生命などの防護のために必要な最小限度のものに限られること

図表Ⅲ-3-1-7

自衛隊による国際平和協力業務

| 期 間               | 国際平和協力業務<br>(業務区分)      | 地 域   |
|-------------------|-------------------------|-------|
| 92年 9月～<br>93年 9月 | カンボジア<br>(国連平和維持活動)     | 東南アジア |
| 93年 5月～<br>95年 1月 | モザンビーク<br>(国連平和維持活動)    | アフリカ  |
| 94年 9月～<br>94年12月 | ルワンダ<br>(人道的な国際救援活動)    | アフリカ  |
| 96年 2月～           | ゴラン高原<br>(国連平和維持活動)     | 中 東   |
| 99年11月～<br>00年 2月 | 東ティモール<br>(人道的な国際救援活動)  | 東南アジア |
| 01年10月            | アフガニスタン<br>(人道的な国際救援活動) | 中央アジア |
| 02年 2月～<br>04年 6月 | 東ティモール<br>(国連平和維持活動)    | 東南アジア |
| 03年 3月～<br>03年 4月 | イラク<br>(人道的な国際救援活動)     | 中 東   |
| 03年 7月～<br>03年 8月 | イラク<br>(人道的な国際救援活動)     | 中 東   |
| 07年 3月～           | ネパール<br>(国連平和維持活動)      | 南アジア  |
| 08年10月～           | スーダン<br>(国連平和維持活動)      | アフリカ  |

赤枠：現在活動中の国際平和協力業務

また、同法では、国連平和維持隊への参加にあたっての基本方針（いわゆる参加5原則）が規定されている。（図表Ⅲ-3-1-6・7参照）

## 2 国連スーダン・ミッション

### (1) UNMISへの派遣の経緯など

スーダンにおいては、05（同17）年1月、スーダン政府とスーダン人民解放運動が南北包括和平合意（CPA）に署名し、これを受けて設立された国連スーダン・ミッション（UNMIS）がCPA履行支援、停戦監視などを行っている。UNMISは、停戦監視などを行う軍事部門に加え、選挙支援や人道支援調整を行う文民部門を有し、その規模は約1万人近くに及ぶ多機能かつ大規模な国連平和維持活動である。

昨年6月、福田総理（当時）は潘基文国連事務総長と会談し、共同記者発表において、UNMIS司令部要員として自衛隊員を派遣することを表明した。これを受け、政府は、同年10月3日、閣議によりUNMIS司令部へ自衛官を派遣することを決定し、同年10月24日にUNMIS司令部要員として自衛官2名が派遣された。また、在スーダン日本国大使館に防衛駐在官として自衛官1名が派遣され、

図表Ⅲ-3-1-8 スーダン周辺図



UNMIS司令部要員の活動を支援している。

なお、本年4月には第2次司令部要員2名が第1次要員と交代し、引き続き任務を継続している。

スーダンは、アフリカ最大の国であり、9か国と国境を接していることから、スーダンの安定は、アフリカ全体の安全保障環境の改善につながるとともに、スーダンには、かつてアルカイダなどが拠点を置いていたこともあり、UNMISへの自衛官派遣によりスーダンの安定に向けた国際社会の取組にわが国が主体的、積極的に関与す

ることは、テロとの闘いおよびわが国の安全保障の観点から極めて有意義なものである。また、アフリカの諸問題には、G8のほかアジア太平洋諸国も関与を深めており、UNMISへの参加はわが国のこれらの国々との連携強化にも寄与するものである。さらに、UNMISへの参加により、自衛隊の今後の国際平和協力への取組の幅を拡げることができ、また、人材育成や自衛隊の実践的な能力向上という観点からも有益である。

(図表Ⅲ-3-1-8 参照)

## COLUMN

## VOICE

## 解説

### UNMISで活躍した隊員の声

陸上幕僚監部教育訓練課

3等陸佐

たなか ひろのぶ  
田中 裕宣

(当時：スーダン国際平和協力隊長 (第1次))

私は、昨年10月から約半年間、国連スーダン・ミッション (UNMIS) に派遣され、スーダンの首都ハルツームの司令部で勤務しました。

UNMIS司令部での私の職務は、<sup>へいたん</sup>兵站幕僚としてUNMIS隷下にある派遣部隊や軍事監視要員などの補給や輸送などの調整を行うことでした。兵站幕僚部 (J4) は、私の他にオーストラリアおよびエジプトからの幕僚で構成される多国籍の組織でしたが、UNMISの活動基盤をより良いものにしようと、国や文化の違いを超えて一致団結して業務に取り組んでいました。

最初は様々な国の訛りの強い英語を聞き取ることや、私の英語を相手に理解してもらう事に苦労しました。しかし、日本人の特性である「誠実にかつ丁寧に物事を確実に処理していく。」という勤務姿勢が徐々に浸透したのか、次第に周りの理解を得ることができ、言葉の壁を乗り越えて円滑に業務を行うことができるようになりました。

勤務の中では、軍事監視要員などの活動する南部地域へ出張する機会もありました。これにより、ハルツームでは見ることのできないスーダンの地方の現状、そして最前線で勤務する軍事監視要員などの実情を知る事ができ、「現場の目線」で勤務することがいかに重要かということを感じさせられる非常に貴重な経験となりました。

出張先や司令部では、ネパールでのUNMINやゴラン高原でのUNDOFで自衛隊とともに勤務をしたことのある各国の軍人などから「また日本人と働けてうれしい。」とよく話しかけられます。先日はカンボジアの軍人から「自衛隊ありがとう。」との言葉をいただきました。これらは、今まで自衛隊が行ってきた国際平和協力活動が現地で支持され、着実に浸透していることを物語っており、本当に喜びを感じます。

私も先輩方が築いてきた伝統をしっかりと受け継ぎ、UNMISにおいて日本人としての足跡を残すことに貢献できたのではないかと思います。また、今後はこの経験を後輩に伝え、よき伝統を発展させていきたいと考えています。



UNMIS地域司令部でのブリーフィング  
(中央が筆者)

## (2) 派遣隊員の活動

今般のUNMISへの自衛官の派遣にあたっては、国連側において司令部要員は非武装で業務を行うこととされているため武器を携行せず、また、後述するUNMINの場合と同様、個人単位で派遣されている。

派遣隊員は、スーダンの首都ハルツームに所在するUNMIS司令部の軍事部門司令部・兵站計画室においてUNMIS内の兵站全般の調整に当たる「兵站幕僚」、および国連事務総長特別代表室・情報分析室においてデータベースの管理に当たる「情報幕僚」として勤務している。

派遣隊員の高い規律心・責任感、誠実な職務の遂行などは、現地のUNMIS関係者などから高く評価されている。



UNMIS司令官に着任挨拶をする陸自隊員

## 3 国連ネパール政治ミッション

### (1) UNMINへの派遣の経緯など

ネパール政府とマオイスト（ネパール共産党毛沢東主義派）は政権奪取を目的とした内戦状態であったが、06（同18）年5月、新政府誕生による累次の和平交渉により、同年11月「恒久平和の実現に向けた合意文書」に署名、その後、紛争終結を含む包括和平合意が成立した。

ネパール政府からの要請および事務総長勧告に従い、07（同19）年1月、国連安保理決議第1740号により国連ネパール政治ミッション（UNMIN）が設立された。昨年4月には、ネパールの制憲議会選挙が行われ、王制から連邦民主共和制へ移行するなど、ネパールの和平プロセスは

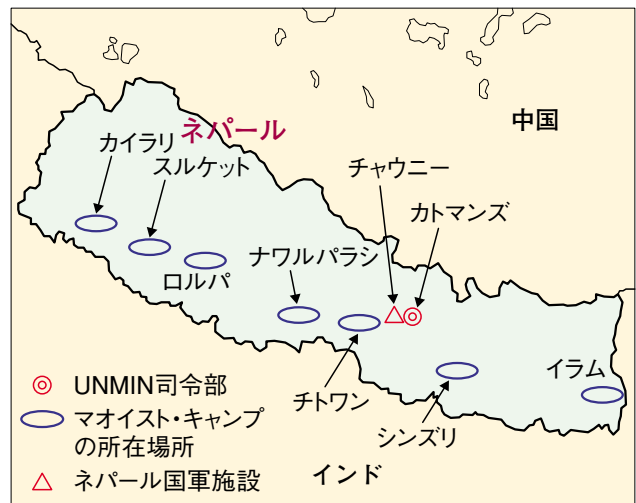
一定の進展を見せているものの、国軍とマオイスト兵との統合問題などの課題が残されていることから、本年1月には、ネパール政府からの要請を受け、UNMINの活動は本年7月23日まで再延長された。

ネパールは中国とインドに挟まれた要衝に位置し、同国の安定は、アジア地域全体の安定にとって重要である。

わが国は、国連からUNMINへの軍事監視要員の派遣を要請されたことを受け、政府は閣議により派遣を決定し、07（同19）年3月から陸上自衛官6名を派遣した。昨年3月には第2次軍事監視要員6名が第1次要員と、本年3月には第3次軍事監視要員6名が第2次要員と交代し、引き続き軍事監視任務を継続している。なお、現地関係機関などと連絡調整・情報収集を行うため防衛省および内閣府国際平和協力本部事務局から連絡調整要員をそれぞれ2名派遣している。

（図表Ⅲ-3-1-9 参照）

図表Ⅲ-3-1-9 UNMINにおける軍事監視要員配置場所



※カトマンズの司令部を拠点に、マオイスト・キャンプなどに交代で配置される。

### (2) 派遣隊員の活動

UNMINへの軍事監視要員の派遣にあたっては、国連の規定に従い、武器は携行していない。また、それまでの国連平和維持活動への自衛官の派遣では、部隊とともに停戦監視要員や司令部要員が個人として派遣されたが、



UNMINにおいて武器の管理状況を点検する陸自隊員

UNMINに対しては軍事監視要員のみが個人単位で派遣されている。

派遣隊員は、7か所のマオイスト・キャンプおよびネパール国軍の兵舎において、武器および兵士の管理の監視などを行っている。

派遣隊員の高い規律心・責任感、リーダーシップ、誠

実な職務の遂行などは、現地の国連、諸外国のUNMIN軍事監視要員などから高く評価されている。

#### 4 国連兵力引き離し監視隊

##### (1) UNDOFへの派遣の経緯など

国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF) は、停戦に合意したシリアとイスラエル間のゴラン高原に設定された兵力引き離し地域 (AOS) に展開し、両国間の停戦監視および兵力引き離しなどに関する合意の履行状況の監視を任務とする国連平和維持活動であり、自衛隊はこの活動の中で後方支援活動を行っている。

(図表Ⅲ-3-1-10・11 参照)

石油の大部分を中東地域から輸入しているわが国にとって、当該地域の安定は極めて重要であり、本活動への参加は、中東和平のための国際的努力に対するわが国の人的な協力としての意義を有しているほか、国際平和協力活動にかかわる人材養成としての意義も有する。

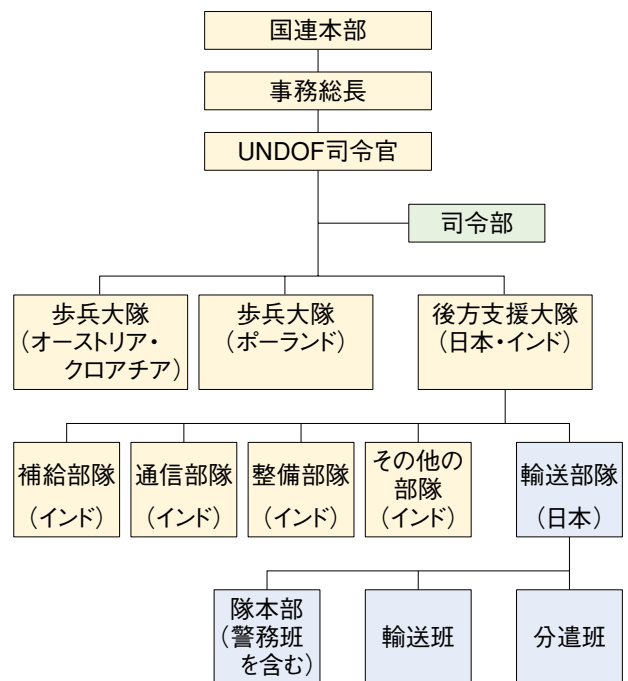
政府は95 (同7) 年12月、自衛隊の部隊などのUNDOFへの派遣を決定し、96 (同8) 年2月に、第1次ゴラン

図表Ⅲ-3-1-10 ゴラン高原周辺図



(注) 緑線は輸送部隊の主要なルート

図表Ⅲ-3-1-11 UNDOFの組織







UNDOFにおいて夜間レッカー業務を行う陸自隊員

高原派遣輸送隊43名がカナダの輸送部隊と交代した。以来、約6か月交代で部隊を派遣してきたが、昨年2月、要員の交代だけを行い、部隊を維持する方式に変更し、ゴラン高原派遣輸送隊を新たに編成した。

## (2) 自衛隊の活動

派遣輸送隊は、UNDOFの活動に必要な日常生活物資などを、イスラエル、シリア、レバノンの港湾、空港、市場などから各宿营地まで輸送しているほか、道路の補修や、標高2800メートルを超える山岳地帯での除雪作業などの後方支援業務を行っている。さらに、06（同18）年3月からカナダ隊に代わって任務についたインド部隊な

## COLUMN

## VOICE

## 解説

### エジプトPKOセンターへ講師として派遣された隊員の声

第7特科連隊第1大隊長

2等陸佐

たかはし ようじ  
高橋 洋二

(当時：統合幕僚監部国際協力室)

国際社会による平和構築のための活動へのわが国の主体的・積極的な取組の一環として、昨年11月、エジプトの「アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター」で行われた「統合平和維持ミッションのための統合トレーニングプログラム」に、統合幕僚監部運用部からは第22次ゴラン高原派遣輸送隊長であった私が、中央即応集団からはイラク復興業務支援隊員であった榮村2等陸佐が派遣され、自衛隊の国際平和協力活動に関する講義を行いました。

講義内容は、国際平和協力活動における軍民協力における基本的留意事項を中心に、イラクにおける事例、スマトラなどでの国際緊急援助活動の事例を紹介するとともに、国際平和協力活動に関する自衛隊の教育訓練の体制として中央即応集団の国際活動教育隊の概要についても紹介しました。講義の前は、初めての海外PKOセンターにおける自衛官講師という大役に不安を持っていましたが、現地の教官および参加者の反応は大変好評で、自衛隊の国際平和協力活動への取組の経験や教訓に基づく講義は、欧米諸国とは違うアプローチが含まれており、大いに参考になったとの言葉をいただきました。これにより、アフリカの平和構築に貢献できたことに誇りをおぼえるとともに、わが国の国際平和協力活動への取組が高く評価されていることを再認識しました。

現地でのPKOの教育訓練分野に貢献できたことは、極めて有意義であり、講師派遣などを通じてアフリカ諸国などにおけるPKOに関する能力構築を図っていくことは、国際平和協力活動におけるわが国の新たな取組として期待できるものだと考えています。今後も、このような機会を通じて、自衛官の立場でわが国の国際貢献をアピールできる機会が増加することに期待するとともに、私自身もチャンスがあれば参加を希望したいと考えています。



講習者から質問を受ける高橋2佐

どと同一宿営地に居住し、隊員の給食業務などを共同で行っている。

空自は、派遣輸送隊に対する物資輸送のため、輸送機(C-130H)や多用途支援機(U-4)を半年に1度の割合で派遣している。

UNDOFの司令部には、自衛官3名が幕僚として派遣され、輸送などの後方支援分野に関する企画・調整やUNDOFの活動に関する広報や予算関連の業務を行っている。司令部要員は、おおむね1年ごとに交代しており、本年5月末現在、第14次の要員が派遣されている。

わが国からのUNDOFへの派遣期間は、当初、2年をめぐとされていたが、国連からの強い要請、わが国要員の活動に対する国連や関係国からの高い評価、わが国の繁栄に大きな影響を及ぼす中東和平への人的協力の重要性などを考慮し現在も派遣を継続しており、これまでの間に、ゴラン高原派遣輸送隊として27次にわたってのべ約1,200人の隊員を派遣し、貢献を重ねてきている。

## 5 エジプトのPKOセンターへの講師派遣

昨年6月の潘基文<sup>パン・ギムン</sup>国連事務総長との共同記者会見において、福田総理(当時)が、自衛官講師の派遣を含め、アフリカPKOセンターの能力強化に取り組む旨を表明した。これを受け、自衛隊は、昨年11月21日から30日までの間、いわゆるエジプトPKOセンターであるアフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター(CCCPA)に陸上自衛官2名を講師として派遣した。この派遣は、平和維持活動へのアフリカ諸国の自助努力に対する支援であり、PKO要員の教育訓練を行う外国の機関に初めて自衛官を講師として派遣したものであった。派遣自衛官は、国際平和協力活動の現場における現地住民との関係構築の重要性について講義を行ったが、イラクにおける人道復興支援活動での経験や国内外の災害救援活動を通じて得た教訓に基づく具体的な事例研究を講義に取り入れることなどにより、いわゆる軍民協力にかかる知識を有していない受講者にとっても理解が容易となるよう努めた点に関し、CCCPA関係者や受講者から高い評価を受けた。

このような評価も背景に、本年5月には再び講師派遣の要請があり、同月22日から6月6日までの間、CCCPAに陸上自衛官1名を講師として派遣した。当該陸上自衛官は、アフリカ諸国の軍人などが参加する平和維持活動にかかる机上演習の教官の1人として、指導、助言などを行った。



CCCPA所長から記念品を授与される陸自隊員



南アフリカ陸軍准将を指導する陸自隊員

## 5 国際緊急援助活動への取組

防衛省・自衛隊は、人道的な貢献や国際的な安全保障環境の改善の観点から、国際緊急援助活動にも積極的に取り組んでいる。

このため、平素から陸・海・空自に対して事前に作成した計画に基づき、任務に対応できる態勢を維持させている。また、派遣に際しては、被災国政府などからの要請内容、被災地の状況などを踏まえ、陸・海・空自の機能・能力を生かした国際緊急援助活動を積極的に行っている。

(図表Ⅲ-3-1-12 参照)

図表Ⅲ-3-1-12  
自衛隊による国際緊急援助活動など

| 期 間               | 国際緊急援助活動など                               | 地 域       |
|-------------------|--|-----------|
| 98年11月～<br>98年12月 | ホンジュラスのハリケーンに際しての国際緊急援助活動                | 中南米       |
| 99年 9月～<br>99年11月 | トルコ北西部地震に際しての国際緊急援助活動に必要な物資の輸送           | 中近東       |
| 01年 2月            | インド地震に際しての国際緊急援助活動                       | 南アジア      |
| 03年12月～<br>04年 1月 | イラン南東部地震に際しての国際緊急援助活動に必要な物資の輸送           | 中 東       |
| 04年12月～<br>05年 3月 | インドネシア・スマトラ島沖大規模地震およびインド洋津波に際しての国際緊急援助活動 | 東南<br>アジア |
| 05年 8月            | ロシア連邦カムチャツカ半島のロシア潜水艇事故に際しての国際緊急援助活動      | 北太平洋      |
| 05年10月～<br>05年12月 | パキスタン等大地震に際しての国際緊急援助活動                   | 南アジア      |
| 06年 6月            | インドネシア・ジャワ島中部地震に際しての国際緊急援助活動             | 東南<br>アジア |

### 1 国際緊急援助隊法の概要など

わが国は、87（昭和62）年に国際緊急援助隊法<sup>1</sup>を施行し、被災国政府または国際機関の要請に応じて国際緊急援助活動を行ってきた。

92（平成4）年、国際緊急援助隊法が一部改正され、自衛隊が国際緊急援助活動や、そのための人員や機材などの輸送を行うことが可能となり、これ以来、自衛隊は、その装備や組織、平素からの訓練などの成果を生かし、自己完結的に救助活動、医療活動などの国際緊急援助活動を行う態勢を維持してきた。

### 2 自衛隊が行う国際緊急援助活動と自衛隊の態勢

自衛隊は、国際緊急援助活動としての、①応急治療、防疫活動などの医療活動、②ヘリコプターなどによる物資、患者、要員などの輸送活動、③浄水装置を活用した給水活動などの協力に加え、自衛隊の輸送機・輸送艦などを活用した人員や機材の被災地までの輸送などを行うことができる。このうち、具体的にいかなる活動を行うかについては、個々の災害の規模や態様、被災国政府または国際機関からの要請内容など、その時々状況により異なる。06（同18）年のインドネシア・ジャワ島中部で発生した大規模地震においては、インドネシア政府からの要請を受け、医療支援を行い、のべ約3,800名を診療するとともに、約1,700名への予防接種、約4,300m<sup>2</sup>の防疫を行った。

陸自は、国際緊急援助活動を自己完結的に行えるよう、中央即応集団および方面隊が任務に対応できる態勢を維持している。

海自は自衛艦隊が、空自は航空支援集団が、国際緊急援助活動を行う部隊や同部隊への補給品などの輸送ができる態勢を維持している。

1) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律  
<<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S62/S62HO093.html>>参照